



福岡医発第1269号(地)
平成29年 8月 8日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

【改正道路交通法関連】

医師の診断書作成に伴う民事上の損害賠償請求に対する日医医賠償保険の適用について

医事紛争の解決ならびに日医医賠償保険の運営に関しましては、平素多大なご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

ご高承のとおり、改正道路交通法の施行により、75歳以上の運転者について認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると認められた方は臨時適性検査又は診断書の提出が義務付けられました。

この診断書の作成（認知症診断を含む）に伴う民事上の損害賠償請求について、日医医賠償保険の適用について整理されましたのでご連絡いたします。

1. 基本的な考え方

実際には、個別事案について付託の可否・責任の有無について賠償責任審査会にて審査することになりますが、日医医賠償保険は、医療行為によって生じた身体の障害について損害賠償を請求された場合を対象としています。

診断書作成は医療行為となりますので、診断書作成（診断）が原因で診断した**患者自身に身体障害**が発生した場合には日医医賠償保険の対象となる事故となります。

※日医医賠償保険は会員個人に損害賠償を請求された場合が対象となりますので、法人（一人医師医療法人を除く）に対する損害賠償については特約保険に加入していることが必要となります。

一方、患者自身に身体障害が発生していない場合には日医医賠償保険の対象外となります。

なお、日医医賠償保険の対象外となっている**財物損壊、患者以外の身体障害**が発生した場合には、各都道府県医師会で扱っている医賠償保険（通称100万円保険）の特約である**医療施設賠償責任保険（医療施設特約）**の対象となる

事故となります。

※医療施設賠償責任保険（医療施設特約）の内容等については引受保険会社に確認してください。

2. 医師の診断書作成（診断）に伴い想定される事故（例）

（1）日医医賠責保険の対象となる事故

認知症ではないと診断した患者の運転による交通事故で患者自身が骨折し、診断書を作成した医師（医療機関）に対して損害賠償を請求。

（2）医療施設賠償責任保険（医療施設特約）の対象となる事故

認知症ではないと診断した患者の運転による交通事故で歩行者が骨折し、診断書を作成した医師（医療機関）に対して損害賠償を請求。

※一般的には、患者等が加入している自賠責保険・自動車保険の適用となるため、医師に対する損害賠償請求は、自賠責保険・自動車保険未加入の場合等に限定されると思われます。

（3）日医医賠責保険・医療施設賠償責任保険（医療施設特約）の対象ならない事故

認知症と診断した患者が、免許喪失により失職し、診断書を作成した医師（医療機関）に対して損害賠償を請求。

※身体障害・財物損壊を伴わない経済的損失は対象外となっています。

3. 民事上の損害賠償について

医賠責保険の対象となる事故と医師の責任の有無は別であり、民事上の損害賠償責任が発生するのは、医療行為（認知症の診断）に過失（注意義務違反）があり、その過失と結果（交通事故による患者の障害）に因果関係が認められる場合となります。

(医責 76)

平成 29 年 7 月 20 日

都道府県医師会

医事紛争担当理事 殿

日本医師会 常任理事

市川 朝洋



【改正道路交通法関連】

医師の診断書作成に伴う民事上の損害賠償請求に対する日医医賠償保険の適用について

医事紛争の解決ならびに日医医賠償保険の運営に関しましては、平素多大なご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

ご高承のとおり、改正道路交通法の施行により、75 歳以上の運転者について認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると認められた方は臨時適性検査又は診断書の提出が義務付けられました。

この診断書の作成（認知症診断を含む）に伴う民事上の損害賠償請求について、日医医賠償保険の適用を整理いたしましたのでご連絡いたします。

1. 基本的な考え方

実際には、個別事案について付託の可否・責任の有無について賠償責任審査会にて審査することになりますが、日医医賠償保険は、医療行為によって生じた身体の障害について損害賠償を請求された場合を対象としています。

診断書作成は医療行為となりますので、診断書作成（診断）が原因で診断した患者自身に身体障害が発生した場合には日医医賠償保険の対象となる事故となります。

※日医医賠償保険は会員個人に損害賠償を請求された場合が対象となりますので、法人（一人医師医療法人を除く）に対する損害賠償については特約保険に加入していることが必要となります。

一方、患者自身に身体障害が発生していない場合には日医医賠償保険の対象外となります。

なお、日医医賠償保険の対象外となっている財物損壊、患者以外の身体障害が発生した場合には、各都道府県医師会で扱っている医賠償保険（通称 100 万円保険）の特約である医療施設賠償責任保険（医療施設特約）の対象となる事故となります。

※医療施設賠償責任保険（医療施設特約）の内容等については引受保険会社に確認してください。

2. 医師の診断書作成（診断）に伴い想定される事故（例）

（1）日医医賠償保険の対象となる事故

認知症ではないと診断した患者の運転による交通事故で患者自身が骨折し、診断書を作成した医師（医療機関）に対して損害賠償を請求。

（2）医療施設賠償責任保険（医療施設特約）の対象となる事故

認知症ではないと診断した患者の運転による交通事故で歩行者が骨折し、診断書を作成した医師（医療機関）に対して損害賠償を請求。

※一般的には、患者等が加入している自賠償保険・自動車保険の適用となるため、医師に対する損害賠償請求は、自賠償保険・自動車保険未加入の場合等に限定されられると思われます。

（3）日医医賠償保険・医療施設賠償責任保険（医療施設特約）の対象とならない事故

認知症と診断した患者が、免許喪失により失職し、診断書を作成した医師（医療機関）に対して損害賠償を請求。

※身体障害・財物損壊を伴わない経済的損失は対象外となっています。

3. 民事上の損害賠償について

医賠償保険の対象となる事故と医師の責任の有無は別であり、民事上の損害賠償責任が発生するのは、医療行為（認知症の診断）に過失（注意義務違反）があり、その過失と結果（交通事故による患者の障害）に因果関係が認められる場合となります。

以上